

# ハイエクとの比較におけるミュルダールの福祉国家論

藤田菜々子（名古屋市立大学）

## I. 問題の所在——ミュルダールとハイエク

現代の福祉国家やその経済政策についての評価は、経済思想史的には「ケインズ対ハイエク」という対立図式の延長でしばしば語られてきた。しかし、ケインズ存命の時期は福祉国家の形成期に当たる 20 世紀前半までであり、彼の考察は福祉国家の成熟や揺らぎには及ばなかった。

本報告では、現代福祉国家の経済思想を再検討する目的において、1974 年に「ノーベル経済学賞」をハイエクと共同受賞したグンナー・ミュルダールに注目する。ミュルダール（1898-1987 年）とハイエク（1899-1992 年）は同時代の論客である。両者の問題関心の変遷と拡大には大きく共通性があったが、福祉国家の評価に関しては論敵関係がほぼ自明視されてきた。しかし、両者は直接的に論戦したことがなく、実際のところ、福祉国家についての二人の意見がどの論点でどの程度異なってきたのかは明らかにされてきていない。福祉国家の本質を問うためにも、これら深い洞察力をもつ二人の経済学者による福祉国家論を比較することは意義をもつだろう。

## II. ミュルダールとハイエクの福祉国家論——諸論点の比較

1920 年代から 30 年代前半において、ミュルダールとハイエクは貨幣的景気循環理論の研究分野で共通した考えをもっており、協力関係にもあった（藤田 2011）。しかしその後、両者の研究人生は対照的かつ対称的な軌跡を描いた。

ミュルダールは、1929 年から 30 年にアメリカに滞在し、大恐慌に直面した。約一年間ジュネーブの大学院大学で教鞭を取った後に帰国し、社会民主労働党に入党する。まもなくスウェーデンでは政権交代が起こり、1932 年から 1976 年まで同党の長期政権となった。彼は大蔵大臣に依頼されて 1933 年に政府予算案付録を作成したが、それは「ケインズ以前のケインズの政策」として知られる。また、当時の出生率低下問題に対して 1934 年に夫妻共著で『人口問題の危機』を刊行し、普遍主義的福祉政策の方針を定着させた。第 2 次世界大戦中に取り組んだアメリカの黒人差別問題調査の成果は 1944 年に『アメリカのジレンマ』として発表され、そこでは新たに「制度派経済学者」のスタンスが現れた。戦後、「スウェーデン・モデル」が確立されていくなかで『福祉国家を越えて』（1960 年）を発表し、1970 年代以降も著作や講演で福祉国家擁護の姿勢を貫いた。

ミュルダールとハイエクのいくつかの著作は興味深い符合を見せている。すなわち、ミュルダールの『アメリカのジレンマ』と『福祉国家を越えて』の出版年は、ハイエクの『隷属への道』（1944 年）と『自由の条件』（1960 年）と同じである。ハイエクの場合、さらに『法と立法と自由』（1973・76・79 年）が重要著作であろう。これらの諸著作の中で、ハイエクは一般に福祉国家批判とみなされることの多い議論を展開しつつ来た。

以下では、両者の比較対照が可能と考えられる諸論点をいくつか取り上げ、それらの要点を示す。ハイエクの福祉国家批判に対し、ミュルダールならばどう応答したであろうか。

## 1. 自由

ハイエクは古典的自由主義を尊重し、自由とは「他人の恣意的意志からの独立」(CL1, 23)であって個人的自由であると意味づけた。彼は、社会主義者のいう「新しい自由」は「富の平等な分配」の言い換えにすぎず、自由の意味のすり替えだと批判する(RS, 27)。彼によれば、「個々人への強制は、それが一般福祉または公共善に貢献するのに必要とされる場合にのみ許容されうる」が、政府は社会の特定のニーズを十分把握できないので、その役割は自生的秩序の形成・存続のための諸条件を整えることに限られるべきである(LLL2, 8-9)。「自由とは代償なしには手に入れられないものであり、われわれの自由を保持するためには、深刻な物質的犠牲にも耐える心構えが個々人に要求される」(RS, 171)。

ミュルダールは「自由で階級のない社会」という価値前提は、マルクスも、ロック以来の自由主義も有してきたが、「古典的自由主義の流れをくむ経済学者は、論理を曲げて、彼らの主要な価値観との保守的妥協を何とか達成した」と見る(BW, 4)。また、そこには「一つの目的が非目的的に達成されていく」という形而上学的概念が潜んでいるという(7)。彼によれば、「自由」経済と「計画」経済という二分法は「浅薄、非現実的、不毛」(15)である。個人的自由は組織化された社会での統制によって徐々に浸食されているが、現実には人々はむしろそれを好んでいる(86)。

## 2. 平等

ハイエクによれば、「法と行為に関する一般的規則の平等こそが自由のために役立つ唯一の平等」である(CL1, 121)。個人的差異があるのでその帰結は物質的不平等となるが、それは自由の代償である(124)。また、物質的不平等こそが急速な経済の前進をもたらす(64)。富者から貧者への再分配は、「上下のあいだの接近を一時的に進めるであろうが、それはまもなく全体の運動を遅らせ、そして長期的には遅れているものをそのままの状態にとどめることになるであろう」(72)。一般的にはトリックルダウン効果が働く(72)ので、平和のためにも経済進歩を追求すべきである(77)。

ミュルダールは自由と平等に対等な重要性を認めることが西欧的遺産であるという(BW, 223)。また、経済成長と平等主義的改革は相反するという想定を証明するような経験的研究はほとんどなされていないと指摘する。現実には、経済進歩の幾分の低下は平等主義的改革の代償だという考えを皆が受け入れた後に、「福祉国家として最も先進的な国々においてのみ、しかもきわめて最近になって初めて、福祉改革が……より着実にして急速な経済成長にとっての基礎になるという考えが生まれた」(Myrdal 1973, 42-44)。彼は、「市場における諸力の働きは多くの場合、諸地域間の不平等を減少させるよりはむしろ増大させる傾向がある」(Myrdal 1957, 31)と考えている。

### 3. 福祉国家形成過程に対する認識・評価

ハイエクは「競争こそ、政治権力の恣意的な介入や強制なしに諸個人の活動の相互調整が可能になる唯一の方法」(RS, 42)であり、そこから生まれる自生的秩序は「熟慮の上の人間の取り決めと違って、どのような程度の複雑さにでも到達できる」(LLL1, 52)ことで文明の進歩を支えてきたという(67)。他方、彼は、福祉国家形成は「競争を統制経済に代えようとする共通の欲望」により、産業の「協同組合的」組織化、経済活動の中央集権化が生じる過程と見ており(RS, 46-48)、既存の組織された集団間の交渉では変化に適応しようとする人々の利益が無視されるために構造の凍結が起こり、経済は徐々に衰退すると展望する(LLL2, 135)。「政府権力を制限することによってのみ、組織された利益集団の権力を制限することができる」(LLL3, 26)という。

ミュルダールは、福祉国家に関する「積極的で現実的なイデオロギーの適切なものが驚くほど欠如している」(BW, 82)と指摘し、「西欧的諸国では、現実の発展が絶えずいつそう計画化へと展開してきたにもかかわらず、計画反対の態度が尊敬され俗受けする」、とりわけ特殊問題や個人・集団の利害関係が表面化しないような一般的レベルで議論が進められる場合にそうなる、と述べた(13)。彼は計画化を「無計画な展開」によるものとする。技術的・組織的発展のために、多くの分野で市場に比較して経済単位が大きさが増大し続け、同時に、その他の分野では個々の単位が相互に結合しあう手段を見出した。個人は、この過程また構造それ自体を自己の利害に一致するように調整するために、「合理的」に協働し始めた(33)。つまり、人々が合理主義的経済人に似るにつれ、逆説的にも自由主義社会はその基底を失ったという(35)。社会の解体を防ぎ、強力な交渉力を獲得した人々が他者を搾取しないようにするため、国家は余儀なく干渉的諸方策を採用した。自由競争を回復させる試みはほとんど成功せず、組織化の趨勢を統制することが目指され、自由市場経済に代わる団体交渉が生じてきた。国家は「立法と行政および公正で衡平な協定ができるような調停者としての役割」を供与することとなった(44-45)。

### 4. 社会保障制度

ハイエクは「限定的保障」(＝全員対象の最低所得保障)と「絶対的保障」(＝一定水準の所得保障、所得再分配)を区別した(RS, 154-155; CL3, 11)。彼は前者について、「現在の先進諸国程度の富裕度に達した社会でなら、一般的自由に危険を及ぼすことなく、第一の保障を国民全員に与えることは、十分可能である」(RS, 155)と是認し、また人々が「備えを怠って、社会一般へのお荷物となることを防ぐ」(CL3, 46)という理由から強制保険をも擁護した。彼が批判したのは後者である。老齢年金、医療手当、失業手当を分析対象とした一方、出産・育児手当は対象外とされた。彼は基本的に自らリスクに備えることが大切であって、所得再分配は強制を含むこと、またその実践が社会正義と称されることを批判した(68)。彼が要求したのは、資産調査付きの最低限所得保障である(69)。

ミュルダールは、「社会改革とその思想の発展の中で非常に重要な一つの要素は、特に1930年代以降になって社会改革が家族と子どもの福祉にますます向けられるようになった」ことだと考えている。彼はそれを予防的社会政策、すなわち「個人と社会に将来生ずる費用と節約するために、あるいは将来の生産性を向上させる」政策と意味づけた(Myrdal 1973, 44-45)。彼が要求したのは、資産調査なしの普遍的な所得・現物保障である。1960年時点では、いまや国家が、「経済発展、完全雇用、青年にとっての機会均等、社会保障、すべての地域と社会階層の人々に対して所得だけでなく影響、住宅、健康ならびに教育に関しても最低水準を守るという目標を確約している」ことに賛同している(BW, 63)。所得再分配政策の是非については、「今日では、誰一人として、累進課税があるべきかどうかの問題について、著しく熱狂する者はない」(73)と述べ、そこにはすでに自由主義的調和ではない「創造された調和」が現れているとした(78)。

## 5. 福祉社会

ハイエクは「美德」(RS, 292; 295)や「イギリスの偉大な道徳」(296)による「福祉社会」は支持したようである。また彼は地方分権を推進した。公園や博物館などの公共財について、「国家当局よりもむしろ地方当局によって供給されるべき」(CL3, 11)とし、「主として個人的自由に注意を払う人たちは一般に分権化を主張してきた」(16)とも述べている。その理由は、「多くの点で私企業の有利さをもち、かつ政府の強制的行動の危険が少なく済むから」(16)であり、「おそらく、中央集権化によってほとんど絶やされてしまった共同体精神の復活につながるであろう」からである(LLL3, 202)。

ミュルダールもまた、「福祉社会」論を展開した。彼がいうには、「よりいっそう詳細な取締規則を、人々が自らその地域社会で、また彼らの団体間の交渉を通じて、決定するままにしておくことが可能でなくてはならない。このようなことは、個々の市民の側でのいっそうの一体感、連帯感及び参加を伴ったより協力的な国民社会の出現を助長するであろう。そうなれば、各市民はいっそうの自由を感じることになる。……これが発展していく民主的福祉国家の到達しつつある本来の理想である。それは福祉国家の構造の中に福祉的文化が現れることを意味する」(BW, 92)。さらに、「J.S.ミルや100年以上もさかのぼる初期の自由主義哲学者のすべてが、その端緒をさえ見かねたほどの一つの発展が究極的には何を意味するかを思い見る想像力をもっていたならば、明日の福祉国家は、多くの基本点では、彼らを十分に満足させたであろう」(96)と述べている。ただし、その状態は「ただ福祉国家を完成し強化することによってだけ、初めて達成できる」(102)。

## 6. 福祉世界

ハイエクの福祉国家批判のサブテーマには世界平和の追求があると考えられる。彼の理想世界は「国境が人間の自由な移動に対する障害であることをやめた事態」(LLL2, 84)であり、彼のナショナリズム批判は自身を保守主義者ではないとする主張に現れている(CL3,

203)。ハイエクは「様々な国がそれぞれの国家的規模によって独自に行う多様な経済計画化は……有害なものとならざるをえず、しかもそれに加えて、深刻な国際摩擦を発生させざるをえない」(RS, 304)と述べる一方、国際的な経済計画化の可能性については否定的で、道徳的基礎もまったくないとした(306-307)。彼が「国際法の理念を実現できる唯一の道」(321)として認めたのは連邦制・世界連邦である。

ミュルダールの理想世界は、「国境もなく国民差別もない世界、すなわち、すべての人がその望むままに移動して回り、平等の条件で自分の幸福を追求できる世界」(BW, 162)である。彼は、福祉国家が保護主義的であり、国民主義的であるという事実に向き合わないかぎり、今後の国際問題と取り組むことはできないとし(159-161)、国際主義者が証明しなければならないことは、国民経済政策を修正する協定がいかにかできるか、しかもその修正によって、世界経済の統合とともに国民的統合も達成できることであると述べた(163)。彼が期待を寄せたのは政府間組織の役割である。

### III. スウェーデン社会民主主義とミュルダール

しかしながら、ミュルダールとハイエクの福祉国家論の対比は単純ではない。そもそも両者が主に見ていた福祉国家が異なっていたことが考えられるからである。

ミュルダールの背景にあったのは、社民党政権下における「スウェーデン・モデル」の成熟であった。1930年代の人口論議を通じて、彼は普遍主義的福祉政策の方針をスウェーデンに大部分根付かせることに成功した。しかし、1950-60年代の「ゆたかな社会」のなかでスウェーデンの福祉理念や社民党の政治戦略は少なからず変容を見せ、それはまた逆に『福祉国家を越えて』などにおける彼の考えに反映された。それに対し、ハイエクが見ていたのはナチスドイツ、それからイギリスやアメリカであった。

要するに、ここには福祉国家の多様性の問題が含まれている。ミュルダールの福祉国家擁護論を理解するには、スウェーデン社会民主主義についての理解も必要となろう。とくに重要となるのは、スウェーデン社民党は1920年代から革命路線・「産業の国有化」路線に距離を置いて幅広い支持を得たこと、1930年代にはストックホルム学派に影響を受けた財政政策・リクスバンクの為替切り下げ・ドイツの軍備増強により不況から迅速に脱却できたこと、普遍主義的福祉の理念を定着させたこと、1950年代には「レーン＝メイドナー・モデル」と普遍主義的福祉政策の補完性を確立させ、1959年の付加年金論争に競り勝ったこと、1980年代までは比較的堅調な経済成長と寛大な福祉政策への根強い支持を得たことである。そこには普遍主義的福祉のアイデアの連続性と変化がある(Fujita 2013)。

『自由の条件』において、ハイエクは最近のヨーロッパの経験として、「豊かな社会が平等主義的政策によって停滞ではないとしても静態的社会に急速になっていった」(CL1, 72)と述べ、その事例にイギリスと北欧諸国が含まれるとした。『隷属への道』の1976年版序文では、「今日のスウェーデンは、一般にはきわめて社会主義的だと見なされているが、英国やオーストリアに比べると、はるかに少ない程度にしか社会主義的に組織されていない」

(RS, 368) と述べた。他方、Wapshott (2011, 329-330) によれば、ハイエクは「スウェーデンは政府部門が大きいにもかかわらず成長したのであって、大きな政府は成功の要因ではないとした。また、彼がスウェーデン人に感じる物憂さは、彼らが自由を失ったことによる症状だとした」。

もしハイエクがスウェーデンについて十分に詳しくあったら、彼はスウェーデンを、そしてまた福祉国家をどう評価したであろうか。

#### IV. おわりに——「北欧型新自由主義」の到来か？

橋本 (2012) は「北欧型新自由主義」の到来を主張している。確かに、とりわけ 1990 年代以降、スウェーデンでは急激な経済・福祉制度改革が行われており、「新自由主義」の諸要素が少なからず見受けられるようになった。しかし、スウェーデン社会民主主義に基づく経済政策・福祉政策は、もともと橋本の言うような「新自由主義」的な諸要素を含んでいたと指摘することも可能であるように思われる。ハイエクにおける「新自由主義」とスウェーデンないしミュルダールにおける社会民主主義の関係性は再検討される必要があるだろう。

#### 参考文献

\*RS=Hayek(1944), CL=Hayek(1960), LLL=Hayek(1973;76;79), BW=Myrdal(1960).

引用各々に付した数字は巻数および邦訳のページ数を指す。Ibid.の記載は略した。

Fujita, Nanako. 2013. *Historical Evolution of Welfare Policy Ideas: The Scandinavian Perspective*, *Discussion Papers in Economics* (Society of Economics, Nagoya City University), No. 568, pp. 1-27.

Hayek, F. A. 1944. *The Road to Serfdom* (『隷属への道』ハイエク全集 I 別巻)

——1960. *The Constitution of Liberty* (『自由の条件』ハイエク全集 I 5-7)

——1973; 76; 79. *Law, Legislation and Liberty* (『法と立法と自由』ハイエク全集 I 8-10)

Myrdal, G. 1957. *Economic Theory and Underdeveloped Regions*, Duckworth. (『経済理論と低開発地域』小原敬士訳、東洋経済新報社、1959年。)

——1960. *Beyond the Welfare State*, Yale University Press. (『福祉国家を越えて』北川一雄監訳、ダイヤモンド社、1963年。)

——1973. *Against the Stream*, Pantheon Books. (『反主流の経済学』加藤寛・丸尾直美訳、ダイヤモンド社、1975年。)

Wapshott, N. 2011. *Keynes Hayek*, W. W. Norton & Co. (『ケインズかハイエクか』久保恵美子訳、新潮社、2012年)。

橋本努 2012. 『ロスト近代——資本主義の新たな駆動因』弘文堂。

藤田菜々子 2011. 「1931-33年のミュルダールとハイエク——往復書簡から見る『貨幣理論への貢献』の形成過程」『オイコノミカ』(名古屋市立大学) 第48巻第1号、pp.1-26。